

令和3年流山市教育委員会議第1回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年1月19日(火曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前10時45分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 堀内 博
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之
学校教育部長 前川 秀幸
生涯学習部長 飯塚 修司
教育総務部次長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人
教育総務課長 大川 裕
指導課長 松山 秀行
いじめ防止相談対策室長 中曾根 仁史
スポーツ振興課長 佐藤 慎一郎
公民館長 鶴巻 浩二
図書館長 新倉 英之
博物館長 小栗 信一郎

7 事務局職員 教育総務課長補佐 川名 健二
教育総務課庶務係長 矢代 薫
教育総務課主事 石戸 寛諭

8 議案等

議案第1号 流山市教育委員会委員の定数を定める条例の原案について

議案第2号 流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について

議案第3号 教育委員会表彰について

報告第1号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

9 議事の内容

（開会 午前10時00分）

田中教育長 ただいまから、令和3年流山市教育委員会議第1回定例会を開会します。
まず、令和2年流山市教育委員会議第12回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘などございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長 特になしということですので、承認することにいたします。
これより議事に入りますが、議案第1号「流山市教育委員会委員の定数を定める条例の原案について」、議案第2号「流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長 御異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第3号「教育委員会表彰について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当する者を表彰する旨の説明)

教育委員会表彰については、流山市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当する者を表彰するものです。流山市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号では、表彰の基準は、多年教員として勤務し、職務上の成績が特に優秀で、他の模範とするに足る者とされており、今回の教育委員会表彰者である、常盤松中学校 清野 薫 教諭、おおたかの森小学校 宇野澤 聡 主幹教諭の表彰推薦調書については、議案書7、8ページに掲載しておりますのでご参照ください。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第1号「臨時代理の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

教育総務課長

(公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について臨時代理した旨の説明)

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、報告第1号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。

学校施設課長 (令和4年4月開校のおおぐろの森中学校の制服決定について、令和3年4月開校のおおぐろの森小学校の新設を祝う会及び施設見学会について報告)

指導課長 (GIGAスクール構想の進捗状況について、緊急事態宣言を受けた市内小中学校・幼稚園の対応について報告)

スポーツ振興課長 (新北部柔道場の竣工及び供用開始について報告)

公民館長 (中央公民館まつり開催日程延期について報告)

博物館長 (小展示について、小学校への出前授業について報告)

生涯学習部長 (緊急事態宣言の発出に伴う、生涯学習関連の対応状況について報告)

田中教育長 以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第1号「流山市教育委員会委員の定数を定める条例の原案について」
教育総務部長の説明後、審議に入り、継続審議となった。

(主な質疑)

(問) 医療の方を一人増やすために条例を制定するという説明だったが、
教育委員を任命する際に、専門分野を限った形で委員を選ぶことは
可能なのか。

(答) 条例についてはあくまでも人数について規定するものである。

(問) 医療の専門家を追加するということは、コロナ禍の対応限定ではな
く、その後も続けていくということか。

(答) 新型コロナウイルス等感染症対応もあるが、いじめなどの、児童・
生徒の心身への負担を軽減する施策に関して意見を頂戴したり、新
型コロナウイルス感染症に関連しては、自粛生活が長引いており、
そうした影響での精神的疲弊に対するの対策に関する施策、また、
今後発生が予想される課題としては、価値観の多様化や社会構造の
複雑化などから引き起こされる児童・生徒の心身のケアや、これら
に取り組む教職員の心身のケアなどが多く発生するのではないかと
考えているので、医療の専門枠の増員を考えている。

(問) 今の説明は分かるが、医療についての意見を伺うことと、医療関係
の方を委員に入れるということが結びつかない。医療の関係で専門
の情報がより必要であるとか、施策を立てる上で意見が必要だとい
うことであれば、各学校に学校医もおり、教育委員会と医師の話し
合いも年に何度かあり、学校保健会という組織もある。今、どうし
ても教育委員を増やすということであれば、現状の何が問題で、教
育課題が山積している、子どもや学校が増えているというのも事実
だが、いつも行っている会議のどこに不十分な点があり、どう変え
なくてはいけないのか、委員を1名増やせば、それだけの予算も必
要になる。今、私たち4人の委員の会議が不十分であったり、意見
の出し方がおかしいということで、もう1名増やし、より良い教育
委員会議を行うということであれば分かるが、その点で、説明と、
委員を増やすことが結びつかない。正直なところ、心中複雑である。

(答) 新型コロナウイルス感染症は予測できない事態であり、緊急事態宣
言が2度も発令されている状況である。子どもたちの命に関わる問
題なので、それに最優先に対応する必要があるということである。
今の委員に何か不足があるということでは決してなく、プラスアル

ファとして、子どもたちの命に関わる部分への対応がさらに必要になっているという状況であるということで、御認識いただきたい。医師、医療の専門家を入れることで、子どもたちの命の安心安全を担保するというのを強化するために1名追加する御提案をしている。

(問) それは分かるし、そういう形で委員会が開かれた方が、施策を遂行する上でやりやすいのだろうとは思いますが、今まで、過去にも大変な時期は流山の教育の中であり、今まで経験したことのない、学校がどんどん増えるような学校建設の対応などもあったが、この人数でやっていくことができた。その部分で、説明とどうしても結びつかない。ある市では、教育委員が地区を受け持っており、学校行事や生涯学習についても教育委員がその地区により顔を出し、委員自身も情報を得られるような仕組みの中で会議を行うために、今の人数では足りないというようなことはあるらしい。地区の数に対して教育委員の人数が必要なので、定数を増やしたということは聞いている。全国をみても、圧倒的な数の自治体は4人で行っている。その中で、流山市が5人にするという理由や、ましてやコロナ禍で予算もかかっているところで、予算をかけてやることになる。まずはコロナ対策や学校の安全のために、大変な時期だからこそ使うべきではないのかと感じる。

(問) 今回医療に精通された方を入れるということだが、1度入れると、今後ずっとということになる。定員の中に含まれているということになるのか。

(答) 定数条例の制定にあたっては、人数を明記するので、今回条例が制定されると、今後条例の改正が行われな限り5人という体制を継続していくことになる。

(意見) 教育委員の活動が求められるものが大きくなってきたから人数を1人増やす必要があるというのなら分かるが、このような状況だから医療関係者を増やすという点について、個人的に意見があった。

田中教育長

この議案については、本日ここで議決に至るには困難と判断しますので、継続審議としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって、教育委員会会議規則第10条の規定に基づき、議案第1号については議事日程を変更し、後日改めて審議することとしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第2号「流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

田中教育長 次に、非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いいたします。

いじめ防止相談対策室長 (流山市学校事故調査委員会について、いじめ重大事態について報告)

田中教育長 以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局 次回の教育委員会議は、2月10日(水曜日)、午前10時から開催したいと思います。いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

田中教育長 それでは、次回の教育委員会議は、2月10日(水曜日)、午前10時から開催することとします。

以上で、令和3年流山市教育委員会議第1回定例会を終了します。

(閉会 午前10時45分)